

処分庁及び処分権の範囲

農地法第3条

- ・権利移転に伴う手続き
(該当：所有権の移転、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、区分地上権、その他使用及び収益を目的とする権利を設定・移転)
- ・処分庁及び処分権の範囲

処分庁	処分権の範囲
農業委員会	農地法の権利を取得しようとするものが次のものであるもの 1. 申請地所在市町村に住所を有する個人又は主たる事務所を有する農業生産法人(区分地上権の場合を除く) 2. 農業経営の委託を受ける農業協同組合 3. 農地保有合理化法人(農地売買等事業の実施以外で権利を取得する場合を除く)
知事 (農政事務所専決)	1. 個人がその住所のある市町村の区域外にある農地等の取得等をする場合 2. 法人が農地等の取得等をする場合 3. 区分地上権又はこれに類する権利の取得等する場合

農地法第4条

- ・農地転用に伴う手続き

農地法第5条

- ・農地転用並びに転用に伴う権利の移動

区分	処分庁	処分権の範囲
第4条	許可 知事(農政事務所専決)	転用しようとする農地面積が2ha以下で権利移動を伴わないもの
	農林水産大臣(関東農政局)	転用しようとする農地面積が2haを越えるもので権利移動を伴わないもの
第5条	届出 農業委員会	市街化区域内の農地を転用するもので権利移動を伴わないもの
	許可 知事(30a未満は農政事務所、以上は本庁)	牧草放牧地のみである場合、又は2ha以下の農地若しくはその農地と併せて採草放牧地を転用するため権利の設定、移転をするもの
	農林水産大臣(関東農政局)	2haを越える農地、又はその農地と併せて採草放牧地を転用するため権利の設定移転をするもの
届出 農業委員会	市街化区域内の農地又は採草放牧地を転用するための設定、移転をするもの。	

申請受付期間は毎月20日から25日です

問い合わせ先：川場村役場

田園整備課内 農業委員会

0278-52-2111